

奈良県告示第二百三十五号

平成二十四年七月二十四日奈良県告示第百五十二号（被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定）により被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第二条第二号ハに規定する世帯（以下「長期避難世帯」という。）に認定した次の地域内に居住していた世帯は、長期避難世帯でなくなった。

平成二十六年十月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 長期避難世帯でなくなった地域

五條市大塔町宇井の全域

〃 大塔町清水の全域

〃 大塔町閉君の全域

〃 大塔町飛養曾の全域

〃 大塔町引土の全域

吉野郡野迫川村大字北股のうち居住区の全域

〃 十津川村大字沼田原のうち沼田原地区の全域

〃 〃 大字桑畑一二〇

〃 〃 大字今西二七二、三八五及び三九三

二 長期避難世帯でなくなった日

平成二十六年十月二日